

令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、当所より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	つくばみらい市
代表者氏名	つくばみらい市長 小田川 浩
法人の所在地	茨城県つくばみらい市福田195（つくばみらい市役所:みらいこども課）
法人の電話番号	0297-58-2111

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	伊奈第2保育所
所在地	つくばみらい市小張4705
電話番号	0297-58-1025
管理者名	所長 浅水 千香子
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 名 3歳児 1号 0名 2号 20名
	1歳児 3号 6名 4歳児 1号 0名 2号 21名
	2歳児 3号 12名 5歳児 1号 0名 2号 21名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。
第三者評価の概要	
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年5回実施
認可年月日	昭和47年4月

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	保護者の労働等により保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者と連携を図りながら保育指針に基づいた保育を行い豊かな人間性をもった子どもを育てる。
理念	保育理念：児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児の最善の利益を考慮し、保護者と共にその福祉を積極的に増進する。 保育方針：養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する。子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2, 3 9 6 m ²		
	園庭	9 1 7 m ²		
建物	構造	RC 構造		
	延べ面積	3 9 4 m ²		
施設の内容	乳児室	室	保育室	3 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	2 室
	調乳室	室		
設備の種類	冷暖房、プール			
その他	屋外遊戯場 9 1 7 m ²			

5. 職員体制 (令和6年4月1日現在)

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	所務をつかさどり、所属職員を監督する	1 人	人
事務長	事務全般	1 人	人
主任保育士	施設長を助け、命を受けて所務の一部を整理する 保育士を総括し、児童の保育をつかさどる	1 人	人
保育士	健全な心身の発達を図る保育をする 立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	9 人	3 人
管理栄養士	児童の栄養指導及び管理をする	1 人	人

当所では、「児童福祉法及びつくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、次のとおりとします

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	午前7時30分から午後7時
休 所 日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日
そ の 他	土曜日保育は市内合同で伊奈第2保育所にて行います

* 警報発令時の対応について

緊急対応マニュアルによる

* 感染症流行時の対応について

緊急対応マニュアルによる

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後7時

* 上記保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由（自然災害等）により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。

8. 提供する保育等の内容

当所は、新保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 職場体験

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
給食の専門業者が保育所内で調理を行い、食事を提供します。
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、土曜日を除いて食事の提供を行います。土曜日はお弁当を持参してください。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせて、除去食及び代替食に対応していきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書『生活管理指導表』の提出が必要です。※食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出をつくば保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び保菌検査（毎月1回実施）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

・0、1、2歳児クラスの方

つくばみらい市に対し、お住まいの市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

納入方法については、みらいこども課からご連絡いたします。

・3、4、5歳児クラスの方

令和元年10月から無償となりました。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

③ 自主事業の利用料金

なし

11. 利用の開始について

当所では、つくばみらい市の利用調整に基づき、当所に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 他の施設に転所するとき

④ 長期欠席するとき

⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	緑クリニック医院
医院長名又は医師名	陶 緒平
所在地	つくばみらい市谷井田2215
電話	0297-58-5222

② 歯科

医療機関の名称	宮田歯科医院
医院長名又は医師名	宮田 昌幸
所在地	つくばみらい市小張2558
電話	0297-58-0088

※年2回必ず嘱託医の健診を受ける。

14. 薬について

医療行為にあたるため、薬の服用依頼はおことわりします。てんかん等の持病や抗生物質（溶連菌等）を処方されたものについてはこの限りではありません。

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。ただし、お迎えが困難の場合には、保護者の指定する医療機関にタクシーを使用して受診します。その場合の料金は、保護者負担となります。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	地震・災害等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機		
	ガス漏れ報知器		
	非常警報装置		
避難場所	伊奈第2保育所（地震・水害・Jアラート）		

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

18. 賠償責任保険の加入

当所では以下の保険に加入しています。

保険会社	全国町村会
保険の種類	災害・損害
保険金額	対人 上限1億円・対物 上限2千万円

19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	太田 栄子	
受付責任者	浅水 千香子	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0297-58-1025 FAX 0297-58-1025	
第三者委員	鈴木 利一 電話 0297-58-0187 役職 民生委員	
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

20. 個人情報の保護に関する基本方針

当所では個人情報保護に関する保護者との同意書を取り交わしています。なお、転所の際には児童要録の移送等、個人情報の伝達があります。

21. 物品破損等について

保育所における児童の所持品などの破損、及び紛失は自己負担となります。

- 1) 保護者及び送迎者の監督下での送迎及びその他の場所・場面における事故や疾病など
- 2) 送迎車が引き起こした事故やトラブル
- 3) 当保育所に過失のない事故や疾病など
- 4) 氏名の記載がないまたは薄れなどにより、所有者が判明できない持ち物の紛失
- 5) 保育所駐車場内のトラブル
- 6) お子様が所持した水筒や玩具などの破損及び紛失

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
児童に係る費用	スポーツ保険・防災頭巾（防災のもの ３・４・５歳児のみ） カラー帽子・絵本代（５歳児のみ）等	年額 約１０,０００円
保護者会費	保護者会会則の第１０条により	月額 ４００円
給食費	主食代（３・４・５歳児のみ）	月額 ５００円
	副食代（３・４・５歳児のみ）	月額 ４,５００円

* 当所は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収印を押印いたします。

* 副食代は保護者の所得に応じて免除となる場合があります。免除できる場合は、みらいこども課からご連絡いたします。

同 意 書

令和 年 月 日

つくばみらい市立伊奈第2保育所において、保育の提供を開始するにあたり、書面【令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）】の説明を行いました。

施設名 つくばみらい市立伊奈第2保育所
説明者 所長 浅水 千香子

私は、つくばみらい市立伊奈第2保育所を利用するにあたって、書面【令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）】の説明を受け、本書面に同意します。

保護者 住所	
保護者 氏名（署名）	
児童との続柄	
児 童 名	
児 童 名	
児 童 名	